



## 来賓挨拶

特許庁長官  
松永 明

皆さん、こんばんは。ただいまご紹介いただきました、7月5日に特許庁長官を拝命いたしました松永でございます。本日はお招きいただきましてありがとうございます。この伝統ある特許懇の懇親会で挨拶させていただきます、大変光栄に思っております。

本日は多くの先輩や裁判官の方、新会員の方、その他関係者の皆様もご出席されています。この場をお借りしまして、日ごろ頂いておりますご意見、ご協力、ご指導に対しまして感謝を申し上げます。

思っております。今年も特許懇の懇親会がこのように非常に盛大に開催されますことを、心からお祝い申し上げます。

さて、デジタル革命によりまして業界の垣根が崩れ、新たなビジネスが台頭してきております。特許庁もそのような変化にあわせ、変わり続けなければならないと考えております。この機会に最近の特許庁の取組について、3点ご紹介させていただきます。

1点目は、大学、中小企業、ベンチャー企業に対する支援でございます。

日本の大学における発明届出件数は、理工系の全研究者数に対して4%程度しかありません。また大学の特許ライセンスの件数や収入は増加傾向にあるものの、アメリカの大学とは依然として大きな隔りがあります。そこで産学連携と技術の知見を有する「知財戦略デザイナー」を研究者のもとへ派遣し、大学で埋もれている発明を発掘し、それを企業との連携につなげていきます。今月から派遣先の公募を始めたところでございます。この「知財戦略デザイナー」は、研究者が目指す未来を実現するために研究者の目線で知財戦略をデザインし、知的財産権の活用を通じた社会的価値・経済的価値の創出を支援いたします。

また中小企業等につきましては、今年4月から審査請求料などの料金の軽減対象を拡大し、全ての中小企業が簡単な手続で料金軽減を受けることができるようにしております。開始後の4月から5月の中小企業・個人事業主からの審査請求件数は、前年





と比較し約2割増加となっています。

そのほか、昨年からベンチャー等に対するメンタリングによる支援プログラムを実施しております。昨年支援した10社の中には、ビジネスに重要だと思っていた特許が実は使いものにならないことが分かり、急ぎ追加の出願をしたケース、それから自社に不利な大学や大企業との契約内容を見直したケースなどがありました。また、このプログラムが無かったら会社がどうなっていたかわからない、そういったお声も頂戴しています。今年度は規模を拡大して15社を募集しております。

2点目でございます。国内外での早期安定的な権利取得の支援です。

2006年から日本が世界に先駆けて始めた特許審査ハイウェイ、いわゆるPPHでございますけれども、現在もこれは拡大中でございます。

南米最大の経済規模と人口を誇る、日本企業の活動が盛んなブラジルとのPPHは、これまでその対象がIT・機械といった分野に限られていましたけれども、今年4月からはそれを化学・バイオ分野の一部まで拡大したところでございます。また同じく日本企業の活動が盛んなベトナムとのPPHも、これまでベトナム側が受け入れ可能だった年間100件を今年4月から200件に倍増いたしました。

今後も日本企業が、国内のみならず海外でも適切な知財の保護が受けられるよう、各国と話し合いを続けて参りたいと考えております。

3点目は知財訴訟制度の不断の見直しです。

知財権は取得するだけでなく、侵害された時に効果的に行使できることが重要です。日本で取得した知財権の効果的な活用を実現するために、6月で閉じました先の通常国会におきまして特許法の改正案を提出し、成立・公布されました。

この改正により、中立な技術専門家が現地調査を行う査証制度を創設いたしました。特許権侵害の可能性がある場合、技術専門家が被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権侵害の立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度です。これは製造方法に関する特許権や企業間で取引されて市場には流通しない製品、こういったものに関する特許権の侵害立証に活用されることを期待しているところでございます。

また損害賠償額の算定におきましても、中小企業のような特許権者の生産・販売能力を超えて、侵害者が不当に得た利益を、侵害者に対するライセンス料とみなして損害賠償を請求できるようにいたしました。これらは、従来「侵害し得」と言われてきた権利保護の実効性を高め、また、イノベーションの創出を担う中小企業、ベンチャー企業の成長を支援するものと期待しているところでございます。

そして、この法案が承認された際、衆参両院で全会一致の附帯決議が出され、「懲罰的賠償制度」及び「二段階訴訟制度」について、引き続き検討するこ

とも求められました。これらについても関係者とともに慎重に検討してまいりたいと思います。

最後になりますが、今年も、特技懇が多数の新入会員を迎えられたと伺っております。大変喜ばしいことだと思います。

新入会員の皆様に特許庁長官という、私は7月5日に就任したばかりですので、私の名前をご存じないかもしれませんが、初代長官の高橋是清の名前をご存じなのではないでしょうか。この高橋是清が、「高橋是清自伝」の中で非常に尊敬する人間として紹介している、同じ薩摩藩士の前田正名という方がいらっしゃいます。

ご存じの方はあまりいらっしゃらないかも知れませんが、この方は産業政策の父といわれています。生まれは1850年ですので、高橋是清よりも少し歳上なのですが、非常に立派な明治初期の官僚で、その後、貴族院議員になられた方でございます。

この正名が優れているところは、「興業意見」というものを作ったことだと思っています。「興業」というのは業を興す、の興業です。彼は1880年代に農商務省に参画いたしまして、1890年ぐらいに農商務省次官をされた方でございます。



当時議論になっていた1番の課題は何かというと、日本の国富が流出していたことです。なぜかという、金本位制ですので、金がどんどん海外に行っていたんですね。その原因は何かと申しますと、貿易赤字でございます。不平等条約というものがあるのですが、欧米の進んだ製品が入ってくることにより、決済としての金がどんどん流出していった、こういう時代でございました。

このときに、対策として一般的に考えられることが2つあると思います。一つは輸入代替です。移





植大工業ということで、例えば富岡製糸場のように日本に持ってきて、そこで糸を作って織物産業を興すということですね。これは輸入代替の方策で、これを推進したのが松方正義大蔵卿でした。

一方で前田正名は何をしたのかというと、輸出を振興したのです。日本にはポテンシャルのある産業がいっぱいある。大企業を設立するのではなく、地場の中小企業を応援して、それを輸出産業に育てていこうと考えました。輸出促進政策ですね。

輸入代替と輸出促進、大企業か、中小企業を育てていくか。この後者をやった、まさに産業政策の典型というか、礎を築いたのが前田正名だったわけでございます。

これも思いつきでやったわけではなくて、日本にはどんなポテンシャルがある企業があるのか、全国津々浦々調べました。私も「興業意見」の冊子を持っていますけれども、一言で言うと、どの村にどの産業が、例えば繊維産業であれば、機織りが何台あって、どういう人たちが働いているか、熟練工か一般工か、こういうことを調べあげて、だからこういうポテンシャルがあるので、さらに業を興していこう、こういう政策を掲げました。地方産業を育てる、中小企業を育てるということをやりたい、しかも、輸出振興をして国富をとっていこう、ということ考えたのが前田正名です。従って私は産業政策の父というふうに考えておりますが、それを今でいうところのEvidence Based Policy Making でやった、そういう方でございます。

前置きが長くなりましたけれども、何が言いたい

かということ、特に新しく入ってきた方に、この人が残した言葉をお伝えしたいのです。

北海道の阿寒湖のほとりに「前田一步園」という財団があります。阿寒湖の自然を守り、あのあたりの土地を管理しているのがこの「前田一步園」なのです。前田正名は薩摩藩士ですから、国有地の払い下げであのあたりを守ったということだと思っておりますけれども、この人がいなければ阿寒湖のマリモは生き続けられなかったのではないかとこのほど自然環境を守った人です。

なぜ「前田一步園」かということ、彼が息子に残した言葉があります。

「いかなる時にも自分は思う

もう一步 今が一番大事な時だ もう一步」

これは私の座右の銘にしている言葉でございます。

特許庁は素晴らしい職場でございまして、世界最速、最高品質の特許審査、世界で通用する高品質な意匠審査、これを保ちつつ、時代の変化、ニーズに合わせて変化し続ける柔軟性を持っております。その中でも現状に満足することなく、特に新人の方々には、いかなる時でも「もう一步」と思っていて、知財システムがよりユーザーに使いやすいものになるように考え、行動していただければと思います。

この会を準備された特技懇の皆様にごめまして感謝を申し上げますとともに、今後ますます特技懇が発展していくことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

少し長くなりましたけれども、ご清聴ありがとうございました。

